

お知らせ NEW

物品調達等の入札参加資格登録制度の開始について

市が発注する、物品調達(印刷・リース等含む。)及び委託・役務業務について、受注を希望する事業者は入札参加資格審査申請を行い、事前に資格認定を受ける必要があります。

平成31年1月からは、物品調達等の競争入札(入札によらない少額の場合を含む。)に参加できるのは、原則、資格認定を受けた事業者とします。登録を希望する事業者は、次のとおり申請してください。

申請期間
8月6日(月)～9月28日(金)

申請方法
申請先へ提出または郵送申請先
会計課出納用度係

対象者
平成31年～平成33年に市が発注する、物品調達(印刷・リース等含む。)及び委託・

役務業務について、受注を希望する事業者。
提出書類等
資格審査申請書(市ホームページに掲載及び会計課で配付)、市税の納税証明書、認定を希望する業種に必要な資格・免許等を証明する書類の写し等

資格審査申請書(市ホームページに掲載及び会計課で配付)、市税の納税証明書、認定を希望する業種に必要な資格・免許等を証明する書類の写し等

※物品調達等の業種及び必要書類等は市ホームページに掲載していますのでご確認ください。

問い合わせ
会計課出納用度係
☎ 22-77752

児童館の仮移転について

竹原市中央児童館・ゆりかごは、7月17日(火)から、人権センターの3階へ仮移転します。(移転作業のため7月9日(月)から16日(月)までは休館します。)ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ

社会福祉課子ども福祉係
☎ 22-77742

施設の移転予定について

9月下旬を目途に、市役所別館1階の「水道課・下水道課」を旧広島法務局竹原支局へ、福祉会館1階の「社会福祉課」を市役所本庁1階へ、順次移転する予定です。

施設の移転は、市庁舎や市民館など、老朽化している施設のリニューアルや機能集約を目的とした再整備の一環として行うものです。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

移転の詳細は、広報たけはら8月号でお知らせします。

問い合わせ
公共施設整備調整課整備調整係
☎ 22-22283



祝 全国大会出場 (敬称略・順不同)

問い合わせ 文化生涯学習課 ☎ 22-77757

第22回全国高等学校女子硬式野球選手権大会

(7月27日～8月3日 兵庫県)

岡本 芹奈(竹原中学校出身・高知県立室戸高等学校)

第53回全国道場少年剣道大会

(7月24日 東京都)

竹原つばめ会

大田 晃聖・面地 毬衣(竹原小学校)

祐本 剛輝・祐本 浩輝(仁賀小学校)

竹元 孝大(竹原西小学校)

平成30年度全国高等学校総合体育大会

(8月3日～5日 静岡県)

相撲個人戦

古田 賢悟・齋原 大(竹原高等学校)

相撲団体戦

古田 賢悟、齋原 大、松本 裕希、

富田 海雄、進藤 冬椰(竹原高等学校)

介護保険パンフレットを改定しました!

介護保険パンフレット「はつらつ介護保険」を改定しました。

平成30年度からの介護保険制度改正等に対応した内容となっています。パンフレットは、市役所健康福祉課、支所・出張所などで配布しています。

問い合わせ

健康福祉課介護福祉係

☎ 22-7743



入院時等の一部負担金の限度額適用・ 食事代の減額認定の申請を

問い合わせ

市民課医療年金係

☎ 22-7734

①後期高齢者医療の
加入者（原則 75 歳以上）

②国民健康保険高齢受給者
証を持っている人（70～74 歳）

①②以外の国保
加入者（非課税世帯）

①②以外の国保
加入者（課税世帯）

制度	後期高齢者医療限度額適用・ 標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用認定制度																		
内容	入院時等の一部負担金に限度額を適用し、食事代を減額する制度		入院時等の一部負担金に限度額を適用する制度																		
対象	後期高齢者医療加入者で世帯全員が市民税非課税の人（低所得Ⅱ） ※現在すでに減額認定証を持っている人で平成 29 年度も引き続き市民税非課税世帯の人は申請不要	70 歳以上の国保加入者で、世帯主及び全ての国保加入者が市民税非課税の人（低所得Ⅱ）	70 歳未満の国保加入者で、世帯主及び全ての国保加入者が市民税非課税の人（非課税世帯）																		
	上記に該当し、収入が一定基準以下の人（低所得Ⅰ）																				
内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">月額限度額</th> </tr> <tr> <th>外来のみ</th> <th>入院を含む</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td rowspan="2">8,000 円</td> <td>24,600 円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>15,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	月額限度額		外来のみ	入院を含む	低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円	低所得Ⅰ	15,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>35,400 円 ※ 24,600 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額限度額	非課税世帯	35,400 円 ※ 24,600 円				
	区分	月額限度額																			
外来のみ		入院を含む																			
低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円																			
低所得Ⅰ		15,000 円																			
区分	月額限度額																				
非課税世帯	35,400 円 ※ 24,600 円																				
医療費	通常1食 460 円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総所得金額が 901 万円を超える人</td> <td>252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% (140,100 円)</td> </tr> <tr> <td>総所得金額が 600 万円超 ~ 901 万円以下の人</td> <td>167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% (93,000 円)</td> </tr> <tr> <td>総所得金額が 210 万円超 ~ 600 万円以下の人</td> <td>80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (44,400 円)</td> </tr> <tr> <td>総所得金額が 210 万円以下の人</td> <td>57,600 円 (44,400 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額限度額	総所得金額が 901 万円を超える人	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% (140,100 円)	総所得金額が 600 万円超 ~ 901 万円以下の人	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% (93,000 円)	総所得金額が 210 万円超 ~ 600 万円以下の人	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (44,400 円)	総所得金額が 210 万円以下の人	57,600 円 (44,400 円)								
区分	月額限度額																				
総所得金額が 901 万円を超える人	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% (140,100 円)																				
総所得金額が 600 万円超 ~ 901 万円以下の人	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% (93,000 円)																				
総所得金額が 210 万円超 ~ 600 万円以下の人	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (44,400 円)																				
総所得金額が 210 万円以下の人	57,600 円 (44,400 円)																				
食事代	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>90 日まで</th> <th>90 日を超える入院※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td>1 食 210 円</td> <td>1 食 160 円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>1 食 160 円</td> <td>1 食 100 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	90 日まで	90 日を超える入院※	低所得Ⅱ	1 食 210 円	1 食 160 円	低所得Ⅰ	1 食 160 円	1 食 100 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>90 日まで</th> <th>90 日を超える入院※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90 日まで</td> <td>1 食 210 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>90 日を超える入院※</td> <td></td> <td>1 食 160 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	90 日まで	90 日を超える入院※	90 日まで	1 食 210 円		90 日を超える入院※		1 食 160 円
区分	90 日まで	90 日を超える入院※																			
低所得Ⅱ	1 食 210 円	1 食 160 円																			
低所得Ⅰ	1 食 160 円	1 食 100 円																			
区分	90 日まで	90 日を超える入院※																			
90 日まで	1 食 210 円																				
90 日を超える入院※		1 食 160 円																			
	※長期入院該当：認定を受けてからの入院が 90 日を超えた場合に、新たに申請が必要です。		※ () は過去 12 か月で限度額を超えた月が 4 回以上の場合。																		
必要なもの	後期高齢者保険証、印かん、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの	国民健康保険証、印かん、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの																			
	※長期入院該当：上記のもの、減額認定証、90 日を超えた入院が確認できるもの（領収書、入院証明書など）																				

医療費が高額になりそうな時は、前もって限度額認定証 及び限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を！

限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口で提示することで窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口へ提示することで、入院時の食事代の標準負担額が減額されます。

国民健康保険に加入している人で、平成 30 年 8 月 1 日以降も引き続き限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証が必要となる人は、更新手続きが必要となります。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、平成 30 年度も引き続き非課税世帯に該当する人には、7 月上旬に更新の申請書を送付します。

問い合わせ 市民課医療年金係 ☎ 22-7734

70歳以上の人の 高額療養費の自己負担限度額が変わります

問い合わせ 市民課医療年金係
☎ 22-7734

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた限度額を超えた場合に、限度額を超えて支払った部分の払い戻しを受けられる制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

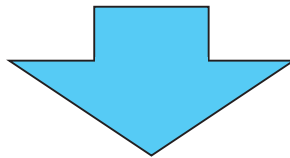
平成30年8月から、市民税課税世帯で70歳以上の人の限度額が変わります。

市民税非課税世帯の限度額は据え置きです。該当する区分については、被保険者証等でご確認いただけます。

なお、平成30年8月から現役並み所得者ⅡとⅠの人は「限度額適用認定証」を病院の窓口で提示することで、自己負担限度額までの支払いとなります。

●平成30年7月まで

所得区分 (病院の窓口で支払う自己負担割合)	限度額 (月ごと)	
	外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)
現役並み (3割負担)	57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 276,000) × 1% ※3
一般 (1割・2割負担) ※1	14,000 円 ※2	57,600 円 ※3



●平成30年8月から

所得区分 (病院の窓口で支払う自己負担割合)		限度額 (月ごと)	
		外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)
現役並み (3割負担)	Ⅲ (課税所得 690 万円以上の人)	252,600 円 + (医療費 - 842,000) × 1% < 4 回目以降 140,100 円 > ※3	
	Ⅱ (課税所得 380 万円以上の人)	167,400 円 + (医療費 - 558,000) × 1% < 4 回目以降 93,000 円 > ※3	
	Ⅰ (課税所得 145 万円以上の人)	80,100 円 + (医療費 - 267,000) × 1% < 4 回目以降 44,400 円 > ※3	
一般 (1割・2割負担)	課税所得 145 万円未満の人 ※1	18,000 円 ※2	57,600 円 < 4 回目以降 44,400 円 >

※1 国民健康保険被保険者で昭和19年4月1日以降生まれの人は2割です。

※2 1年間(8月～翌年7月)の限度額は144,000円です。

※3 過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合の限度額です。

後期高齢者医療制度 平成30・31年度の保険料が変わります

問い合わせ 市民課医療年金係
☎ 22-7734

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料を見直すことになっており、このたび、平成30・31年度分の新保険料率を決定しました。

●平成30・31年度の保険料について

均等割額（1人あたりが均等に負担する）について

44,795円 → **45,500円**

所得割（所得に応じて負担する）率について

8.97% → **8.76%**

＜保険料の決め方＞

均等割額＋所得割額＝年間保険料額（限度額62万円）

※保険料は、4月から翌年3月までの1年間で計算します。

※所得割額

＝（総所得金額等－基礎控除（33万円））× 0.0876

所得の低い世帯の被保険者への保険料軽減

所得の低い世帯の被保険者や、健保組合等（国保及び国保組合を除く）の被扶養者であった被保険者には、これまでと同じく軽減措置がありますが、一部軽減率が変わります。

①均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額		軽減後の均等割額
33万円以下	世帯内の被保険者全員が 年金収入80万円以下（その他所得なし）	9割軽減 4,550円/年
	上記以外の人	8.5割軽減 6,825円/年
33万円＋（27万5千円×被保険者数）以下の場合		5割軽減 22,750円/年
33万円＋（50万円×被保険者数）以下の場合		2割軽減 36,400円/年

※5割・2割軽減については、軽減の対象所得の基準が拡充されました。

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り15万円を限度として控除があります。

※所得等の申告がない場合は、軽減されません。

②健保組合等の被扶養者であった被保険者について

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等（国保及び国保組合を除く）の被扶養者であった被保険者については、均等割額が5

割軽減になり、所得割額の負担はありません。

●保険料に関する通知について

①平成29年中所得をもとに計算した保険料額決定通知書は、7月中旬にお届けします。

②保険料の支払い方法は、原則、年金天引き（特別徴収）となりますが、7月から9月は納付書等（普通徴収）により支払う場合があります。

③保険料に関する通知書が届いた場合には、計算・支払方法等のご確認をお願いします。

●国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が二重にかかることはありません！

後期高齢者医療制度の被保険者になると、制度加入前の医療保険の資格は喪失します。後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険に加入していた場合、後期高齢者医療制度に加入した月から国民健康保険税はかからなくなります。

※例外について

ただし、国民健康保険税は世帯主に請求するため、後期高齢者医療制度に加入した人が世帯主となっている世帯に国民健康保険の加入者がいるときは、世帯主に国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の通知が届きます。

平成30年 第2回 竹原市議会定例会

6月12日から26日までの期間で、市議会定例会が開催されました。議案5件が可決され、報告が5件ありました。主な議案は次のとおりです。

◆竹原市税条例等の一部を改正する条例案

地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人市民税における基礎控除を見直すとともに、たばこ税率を段階的に引き上げる等について必要な規定を整備するものです。

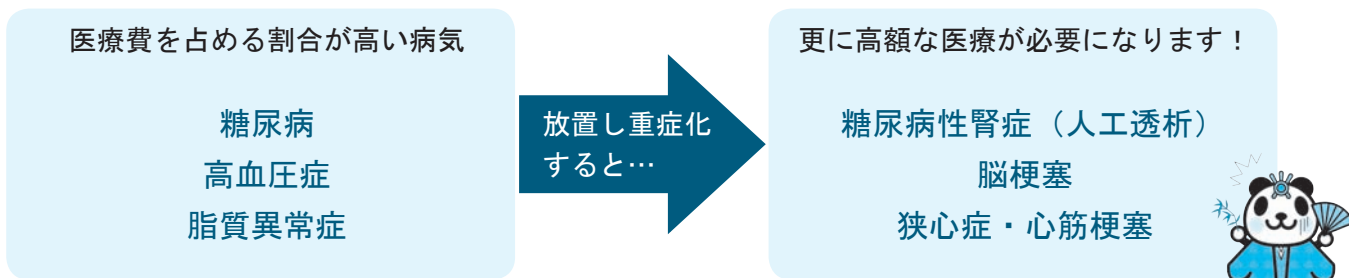
◆平成30年度一般会計補正予算（第1号）

たけはら魅力発信事業、地域介護・福祉空間整備等事業など、新たに実施する事業に必要な歳出予算等について、627万2千円を増額するものです。



必要な医療を安心して受けるために…

必要な医療を安心して受けることができる制度を維持していくためには、一人ひとりが生活習慣を見直し、生活習慣病の発症や重症化を防ぐことが必要です。

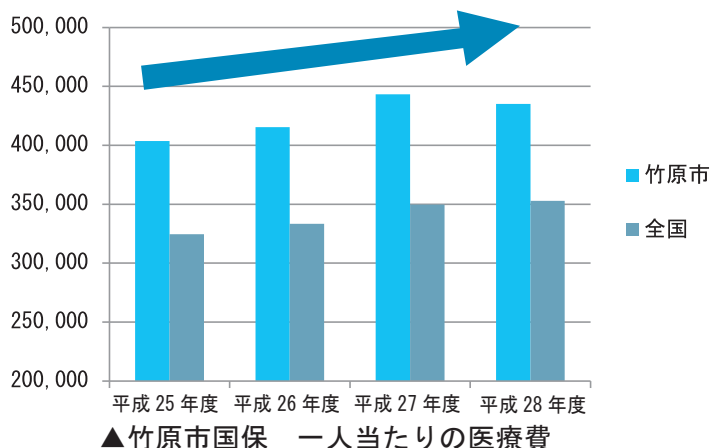


竹原市国民健康保険の医療費

竹原市国保の被保険者一人当たりの年間医療費は、加入者の高齢化や医療技術の進歩による医療費単価の高額化などの影響もあり、増加傾向にあります。

平成28年度は、435,057円となり、全国の352,839円と比べても高額であることが分かります。

医療費のうち生活習慣病の占める割合は高く、「糖尿病（2位）」、「高血圧症（3位）」、「脂質異常症（6位）」と上位に入っています。



特定健診を受けましょう！

生活習慣病の発症や重症化を防ぐためには、①現在の身体の状態を知る、②生活習慣のどこを見直せばよいのかに気づく、③生活習慣を改善することが必要です。

まず特定健診を受けて現在の状態を知ることが、生活習慣病予防の第一歩です。

広報たけはら5月号と一緒に配布した「平成30年度 竹原市の健康診査のお知らせ」を確認し、自分にあった方法で受診しましょう。

介護保険負担割合証を更新します

毎年8月に、要介護認定を受けている全ての人を対象に、「介護保険負担割合証」を更新します。

介護保険サービスの利用者負担割合（1割～3割）は、前年の所得により決定し、平成30年8月から、現役世代並みの所得がある人は、3割となります（65歳以上の人で、前年の合計所得金額が220万円以上の人は原則3割、160万円以上220万円未満の人は原則2割となります。）。新しい証は、7月下旬に送付しますので、有効期限（7月31日）後の証は、各自で破棄するか健康福祉課・支所・出張所へ返却してください。

●介護保険負担割合証

対象者	証の色（旧） （有効期限：平成30年7月31日）	証の色（新） （有効期限：平成31年7月31日）
要介護認定を受けている人	紫色	白色

国民健康保険被保険者証等・後期高齢者医療被保険者証の更新

問い合わせ
市民課医療年金係 ☎ 22-7734

後期高齢者医療・国民健康保険被保険者証等を更新します。

現在お使いの保険証の有効期限は、平成30年7月31日までです。

平成30年8月1日以降に診療を受けられる場合は、新しい保険証をお使い下さい。

国民健康保険被保険者証等の色は「青色」から「紫色」へ変わります。

後期高齢者医療被保険者証の色は「紫色」から「水色」へ変わります。

有効期限（平成30年7月31日）を過ぎた証は、各自で破棄するか市民課・支所・出張所へ返却してください。

国民健康保険の保険証が変わります！

広島県が国民健康保険の保険者に加わることで、様式が右図のように変更されます。

新しい保険証の見本▶

広島県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成31年 7月31日
記号・番号 ○○○○○○○○	
氏名 国保 花子	
生年月日 昭和○○年○○月○○日	性別 女
適用開始年月日 平成○○年○○月○○日	
交付年月日 平成○○年○○月○○日	
世帯主氏名 国保 一郎	
住所 広島県○○市○○町○丁目○番○号	
保険者番号 ○○○○○○	交付者名 竹原市

- 70歳から74歳までの人は、これまで別々に交付していた国民健康保険被保険者証と高齢受給者証が、一体化され1枚のカードになります。

平成30年7月31日まで

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成30年7月31日 保険種別 一般
記号・番号 ○○○○○○○○	
氏名 国保 三郎	
生年月日 昭和○○年○○月○○日	
性別 男	
資格取得年月日 平成○○年 ○月○○日	
住所 ○○市○○町○丁目○番○号	
交付年月日 平成○○年○○月○○日	
保険者番号 ○○○○○○	
保険者名 竹原市	
(電話 0846-22-7734)	



平成30年8月1日から

1枚にまとめて分かりやすくなります！

広島県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限 平成31年 7月31日 発効期日 平成○○年○○月○○日
記号・番号 ○○○○○○○○	
氏名 国保 三郎	
生年月日 昭和○○年 ○月○○日	性別 男
適用開始年月日 平成○○年 ○月○○日	負担割合 ○割
交付年月日 平成○○年 ○月○○日	
世帯主氏名 国保 次郎	
住所 広島県○○市○○町○丁目○番○号	
保険者番号 ○○○○○○	交付者名 竹原市

今までの保険証に、発効期日と負担割合が加わります。(下線部分)

※これまで更新時に同封していた保険証ケースは、平成30年度からは同封しません。必要な人は市民課・支所・出張所の窓口にお越しください。



国民健康保険高齢受給者証							
交付年月日 _____							
記号・番号	○○○○○○○						
住所	○○市○○町○丁目○番○号						
世帯主氏名	国保 三郎 男						
対象被保険者氏名	国保 三郎 男						
生年月日	昭和○○年○○月○○日						
一部負担金の割合	割						
発効期日	平成○○年○○月○○日						
有効期限	平成30年7月31日						
保険者番号並びに保険者の所在地・名称及び印	<table border="1"> <tr> <td>3</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>4</td> </tr> </table> 広島県竹原市 中央五丁目1番35号 竹原市 (0846-22-7734)	3	4	0	0	3	4
3	4	0	0	3	4		

国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を変更します

問い合わせ

税務課市民税係

☎ 22-7732

国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税されます。

税額は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金等分、③介護納付金分の3つの合計額になっています。

区分	課税標準	<医療給付費分>	<後期高齢者支援金等分>	<介護納付金分>
		0～74歳	0～74歳	40～64歳
所得割額	(被保険者の総所得金額等－33万円)×税率(%)	7.15%	2.24%	2.12%
均等割額	被保険者数×税率(円)	26,400円	9,017円	10,996円
平等割額	被保険者の世帯数×税率(円)	19,974円	6,282円	5,045円

◇医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の合計額が、年間の保険税額です。

●国民健康保険税の軽減制度

世帯主と被保険者の所得の合計額が一定以下の場合、国民健康保険税のうち、均等割額と平等割額が軽減されます。

▼軽減判定所得の基準

軽減割合	平成 29 年度	平成 30 年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円 + (27万円 × 被保険者数※) 以下	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数※) 以下
2割軽減	33万円 + (49万円 × 被保険者数※) 以下	33万円 + (50万円 × 被保険者数※) 以下

※被保険者数には、旧国保被保険者（国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人）を含みます。

広島広域都市圏ふるさとの魅力発見ツアー 「楽々貸切高速船で巡る“夏色”江田島・宮島日帰りツアー」

江田島では、海上自衛隊第1術科学校の見学、海軍カレーの昼食、宮島では、知られざる宮島を往く、厳島随筆家の解説付きの街歩き（仁王門跡（要害山）、富くじ場跡、厳島古寺参道（山辺の古径）、町家通り、大鳥居、厳島神社）、表参道商店街の自由散策など、広島広域都市圏の魅力を体験できます。

日時

8月26日（日）8時30分～16時30分

集合・解散の場所

広島（宇品）港

内容

海上自衛隊第1術科学校（見学、海軍カレーの昼食）、仁王門跡（要害山）・富くじ場跡・厳島古寺参道（山辺の古径）・町家通り・大鳥居・厳島神社（厳島随筆家・船附洋子氏の解説付きの街歩き）、表参道商店街（自由散策）

旅行代金

1人あたり 9,800円（交通費、昼食代込）

募集人数

30人（最少催行人員15人）

※申込多数の場合は抽選

申し込み・問い合わせ

往復はがき（1枚に5人まで）に、参加者全員の住所、氏名、年齢、電話番号と「ふるさとの魅力発見ツアー参加希望」と記入し、7月31日（火）（※消印有効）までに、下記事務局へ。広域都市圏ホームページからもお申込みができます。

〒730-8586（住所不要）

広域都市圏推進課内広島広域都市圏協議会

☎ 082-504-2017

※参加者の個人情報、旅行業者との手続きなど、必要な範囲内で利用させていただきます。

旅行実施

フジトラベルサービストムズ緑井店（安佐南区緑井一丁目5-2 フジグラン緑井内）